

千年のかくれんぼブランド認証要綱

（目的）

第1条 外国人旅行者が安心して購入できる、外国語の商品説明のある優れた「にし阿波産品」を千年のかくれんぼブランドとして認証することにより、にし阿波地域の知名度を向上させるとともに、観光及び物産の振興ならびに農林水産業等の事業者の意欲を高めることにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） にし阿波

美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町をいう。

（2） にし阿波事業者

原則として製造業、販売業又は一次産業を営む個人、法人又は団体であって、原則としてにし阿波地域内に主たる事業所を有するものをいう。

（3） にし阿波産品

次のアからオのいずれかに該当するものをいう。

ア にし阿波事業者が自らにし阿波地域で製造した加工食品。

イ にし阿波事業者が委託製造等によりにし阿波産の原材料を一部又は全部に使用して製造した加工食品。

ウ にし阿波事業者が自ら製造した工芸品

エ にし阿波事業者が委託製造等によりにし阿波産の原材料を一部又は全部に使用して製造した工芸品

オ にし阿波事業者がにし阿波地域で生産又は飼養した一次産品

（認証基準）

第3条 にし阿波産品及びその事業者を千年のかくれんぼブランドとして認証するにあたって審査及び認証を行うため、千年のかくれんぼブランド認証委員会（以下、委員会という）を設置する。

2 委員会は、千年のかくれんぼブランドとして認証するに当たって千年のかくれんぼブランド項目別認証要件（以下、認証基準という）を定めなければならない。

3 そのほか、委員会の設置、運営等に関して必要な事項は委員会設置要綱にて定める。

（認証の申請）

第4条 委員会は、千年のかくれんぼブランド認証の申請を随時受け付けるものとする。

2 申請者は、にし阿波事業者とする。

3 千年のかくれんぼブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千年のかくれんぼブランド認証申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を委員会に提出するものとする。

4 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 千年のかくれんぼブランド認証申請調書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）

（認証の審査及び通知）

第5条 委員会は、前条の申請があった場合は委員会を招集し認証の審査を行う。

- 2 委員会による審査の結果、申請内容が第3条第2項で定める認証基準に適合すると認められたものについて「千年のかくれんぼブランド」として認証し、申請者に対して千年のかくれんぼブランド認証書（様式第4号）を交付する。
- 3 委員会による審査の結果、申請内容が第3条第2項で定める認証基準に適合しないと判断した場合、申請者に対して審査結果通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（認証に要する経費）

第6条 認証料や継続料については無償とする。

（認証の公表等）

第7条 委員会は、千年のかくれんぼブランドとして、認証したにし阿波産品（以下「認証品」という。）をにし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会ホームページにおいて公表するものとする。

（認証内容の変更）

第8条 第5条の規定により「千年のかくれんぼブランド」として認証を受けた申請者（以下、認証事業者という）は、次の各号のいずれかに該当するときは、千年のかくれんぼブランド認証申請事項変更届出書（様式第6号）により、速やかに委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認証品名を変更したとき。
- (3) 認証品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき。
- (4) 認証品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（事業実績状況報告）

第9条 認証事業者は、前年度中の認証品の販売量、その他委員会が指定する事項についての実績を4月20日までに、千年のかくれんぼブランド事業実績状況報告書（様式第7号）により委員会へ報告しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第10条 委員会は、特に必要があると認めるときは、認証事業者に対して、認証品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（認証の取消）

第11条 委員会は、認証品及び認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証委員会の審議を経て認証を取り消すことができる。

なお、認証事業者が第3号により認証を辞退する場合は、千年のかくれんぼブランド

認証取消申請書（様式第8号）により委員会に提出するものとする。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 申請内容と異なる商品を販売したとき。
- (3) 認証辞退の申し出があったとき。
- (4) 社会的に重大な問題を起こしたとき。
- (5) 第8条の規定による届出又は第9条の規定による報告を正当な理由無く行わなかったとき。
- (6) 第10条の規定による報告、調査を正当な理由無く拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (7) 認証品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
- (8) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

2 委員会は、第1項により認証を取り消したときは、当該事業者に対して認証取消通知（様式第9号）により通知する。

（認証の有効期間及び認証更新）

第12条 第5条の規定による認証の有効期間は、認証した日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員会は、認証の有効期間が終了となる場合において、前条による認証の取消又は認証事業者からの認証辞退の申し出があったときを除き、認証の更新をするものとする。更新した場合の有効期間は更新後1年間とする。

（認証の表示）

第13条 認証品には、千年のかくれんぼブランドロゴマーク（以下マークという）を貼付できるものとする。

2 マークの管理要領は別に定める。

（認証事業者の責務）

第14条 認証事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに第10条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望などに対する処理体制を確立しなければならない。

3 認証品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認証事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、千年のかくれんぼブランド事故等発生通知書（様式第11号）により、早急に委員会に報告しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成31年3月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年9月30日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

- 4 この要綱は、令和５年８月２８日から施行する。
- 5 この要綱は、令和６年９月１３日から施工する。